

第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画・第2次豊能町自殺対策計画(案)のパブリックコメント結果及び町の考え方

< 意見提出者数 1名・意見総数 2件 >

ご意見・ご提言等の内容	町の考え方
<p>【ご意見：1】</p> <p>P.16(7)地域における福祉の主な担い手</p> <p>②民生委員児童委員協議会</p> <p>民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます・・・</p> <p>このような大事な担い手、退任されれば、民生委員さんを探すのにずいぶんご苦勞をなさっています。私も推薦したことがあります。</p> <p>しかし、議会では、2期、3期、10年をめでんという答弁があります。民生委員選出には議会の議決は要りませんが、町長の意向、お考えです。令和2年、教育委員を辞めていただくことを要望されたのです。(議事録；教育委員は4年の任期でございますので、そのほかの委員は3年ということで、ほぼ大体10年前後となっておりますので、それに従いまして御要望をさせていただいたところでございます。)民生委員は、来年には任期がきます。この大切な地域の担い手を今後どの</p>	<p>民生委員・児童委員は、それぞれ民生委員法、児童福祉法に基づき、国から委嘱されるもので、任期は3年ですが、「選任の時点で75歳未満」という国の定める基準内での再任は可能であり、市区町村長の意向により任期が縛られるものではありません。</p> <p>大切な地域の担い手である民生委員・児童委員の皆さまには、培った経験を活かし、長期にわたり継続して地域福祉の推進にご協力を賜りたいと考えております。</p>

ようにお考えですか。

【ご意見:2】

P.50 豊能町認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進

認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の方々の支援を得て早期に発見、生命・身体の安全を確保し、その家族等への支援を進めるため、引き続き地域住民や関係機関との連携を強化し、事業を推進していきます。

認知症高齢者が行方不明になった時、山々に囲まれている地形では特に初動が大切です。画像配信等、個人情報の取り扱い、整備をどのようにお考えですか。

認知症高齢者等が行方不明になった時は、事故に巻き込まれる可能性もあることから、早期にご本人の安全を確認することが大切であると考えています。

早期発見のためには、顔写真は非常に効果的であるため、本事業では、ご家族等の同意がある場合に限り、対象者の身体的特徴や顔写真を事前に登録できることとしており、対象者が行方不明になった場合には速やかに対応できる体制を構築しています。

今後も引き続き地域住民や関係機関との連携を強化し、取り組みをすすめてまいります。